

自然保育推進アドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県内において、就学前の子供に対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等を行う団体における自然保育を支援するため、自然保育についての専門知識、ノウハウ及び経験を有する専門家（以下「自然保育推進アドバイザー」という。）を団体へ派遣することにより、自然保育の理解を深めるとともに、ひろしま自然保育認証制度実施要領（平成29年10月10日施行）（以下「実施要領」という。）に基づく認証団体（以下「認証団体」という。）の増加など認証制度の一層の波及を図ることを目的とする。

(派遣対象団体)

第2条 事業の対象団体は、認証団体の以外の団体であって、実施要領第5条第2項に基づく認証の申請を予定又は検討等している者とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。また、認証団体と共同で実施することもできるものとする。

事業の実施期間	区分	内容	講師	派遣時間	派遣回数
各年度、6月から翌年2月まで	自然保育の実践と安全管理	各団体の実態に即した自然保育の実践や安全管理等に関するアドバイスを行う。	自然保育推進アドバイザー	6時間以内（事前の下見の時間を含む。）	各団体1回

(経費負担)

第4条 事業の実施における県が負担する経費は、団体へ派遣する者への報償費及び旅費とする。なお、当該経費は、予算の範囲内で県の規定に基づき支払うものとする。

(実施方法)

第5条 団体が自然保育推進アドバイザーの派遣を受けようとするときは、広島県知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに、自然保育推進アドバイザー派遣事業実施申込書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申込（以下「申込」という。）があったときは、その内容を確認し、当該事業の実施が適当と認められたときは、自然保育推進アドバイザー派遣事業実施通知書（別記様式第2号）により団体へ通知する。

3 申込の内容に変更がある場合は、速やかに、自然保育推進アドバイザー派遣事業変更届（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

4 申込の内容を中止（廃止）する場合は、速やかに、自然保育推進アドバイザー派遣事業中止（廃止）届（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実施報告）

第6条 団体が前条により実施した事業が終了したときは、当該事業の終了した日から起算して30日を経過した日までに自然保育推進アドバイザー派遣事業実施報告書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月12日から施行し、令和7年度の事業から適用する。